

私学に通わす親の負担軽く

文部省は二十五日、来年度の税制改正で、子どもを私立学校に通わせている親の所得税、住民税を軽減する「私学教育費減税」を導入するよう大蔵省に求める方針を固めた。私立学校の授業料のうち一定額を課税対象所得から控除するもので、私立と国公立の授業料のそれぞれの平均値の差額を上限とする。文部省は要望通り認められれば、二千億円を超える規模の減税となると見込んでいる。

「教育費減税」

文部省要望へ

98.8.26
朝日

この減税は、私学と国公立学校との教育費負担の差を縮めることを狙ったもの。すでにある生命保険料や医療費の控除と似た仕組みになっている。控除額の上限は大学・短大の場合、私立の授業料の平均である七十万円と、国公立の授業料の平均である四十二万円との差額に相当する約二十九万円とする案が有力だ。高校などについても、私学と国公立との平均授業料の差を基準に上限額を設定する。

AA19980054J1